

(素案)

山梨県犯罪被害者等支援計画

(令和5年度～令和8年度)

令和5年●月

山梨県

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 犯罪被害者等の現状	5
1 県内における犯罪等の状況	5
(1) 刑法犯認知件数	5
(2) 交通事故発生件数	5
(3) 重要犯罪認知件数	6
2 犯罪被害者等に関する相談の状況	6
3 犯罪被害者等支援に関する県民の意識	7
(1) 犯罪被害者等支援に関する関心・認知度	7
(2) 犯罪被害者等の置かれている状況	10
(3) 犯罪被害者等支援の施策	12
4 犯罪被害者等の置かれている状況	14
(1) 直接的被害	14
(2) 心身の不調	14
(3) 生活上の問題	14
(4) 二次被害の問題	14
第3章 基本的な考え方	15
1 基本的な方針	15
2 施策の柱	16
3 施策の体系	17
4 支援体制等	18
(1) 支援体制	18
(2) 進行管理	21
第4章 具体的な施策	22
施策の柱1 総合的な支援体制の整備	22
(1) 支援体制の整備	22
基本的な施策 協議会の設置(第9条)	22
基本的な施策 大規模事案等における支援(第20条)	22
基本的な施策 県内に住所を有しない者等に対する支援(第21条) ..	23

(2) 調査研究	24
基本的な施策 情報の収集及び分析等 (第 25 条)	24
施策の柱 2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援	25
(1) 相談・情報提供の充実	25
基本的な施策 相談、情報の提供等 (第 11 条)	25
基本的な施策 刑事に関する手続き及びその進捗状況に関する情報の提供 (第 18 条) ..	28
(2) 損害回復・経済的負担の軽減	29
基本的な施策 損害賠償の請求に関する支援 (第 12 条)	29
基本的な施策 経済的負担の軽減 (第 13 条)	30
基本的な施策 居住の安定 (第 16 条)	31
基本的な施策 雇用の安定 (第 17 条)	32
(3) 精神的・身体的被害の回復・防止	32
基本的な施策 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第 14 条) ..	32
基本的な施策 安全の確保 (第 15 条)	34
基本的な施策 保護、捜査等の過程における配慮等 (第 19 条)	36
基本的な施策 個人情報適切な管理(第 27 条)	37
施策の柱 3 理解を深め支援を広げる社会の形成	38
(1) 県民の理解の増進等	38
基本的な施策 県民の理解の増進等 (第 22 条)	38
基本的な施策 事業者の理解の増進等 (第 17 条)	40
基本的な施策 学校における教育の実施等 (第 23 条)	41
(2) 犯罪被害者等を支援する団体の支援・人材育成	42
基本的な施策 民間支援団体等に対する支援 (第 26 条)	42
基本的な施策 人材の育成等 (第 24 条)	42
参考資料	45
(1) 犯罪被害者等基本法	45
(2) 山梨県犯罪被害者等支援条例	51

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「誰もが安全に安心して暮らすことができる社会」の実現は、県民全ての願いです。しかし、近年、県内外で凶悪犯罪が多く発生し、誰もが犯罪被害者やそのご家族・ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）となる可能性があります。

また、犯罪被害者等は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害の後に、周囲の者による偏見や理解・配慮に欠ける言動、インターネットを利用して行われる誹謗中傷等による精神的又は身体的な苦痛や名誉の毀損等のいわゆる「二次被害」に苦しめられます。

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためには、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互に緊密な連携・協力を行うとともに、県民、事業者等の周囲の方々が、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが重要となります。

国では、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、地方公共団体の責務や施策の基本事項を明記しました。また、平成17年以降、基本法に基づく「犯罪被害者等基本計画」を5年ごとに策定し、現在は令和3年度から令和7年度を計画期間とした「第4次犯罪被害者等基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、施策を実施しています。基本計画では、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の充実などを課題として挙げており、地方公共団体における犯罪被害者等支援が重要であるとしています。

本県では、平成22年3月に「山梨県安全・安心なまちづくり条例」（平成17年3月28日山梨県条例第1号）の一部を改正し、犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込むとともに、同年12月に「山梨県犯罪被害者等支援の基本的な方針」を定める等、犯罪被害者等への支援施策を推進してきたところです。

こうした中、令和4年12月に「山梨県犯罪被害者等支援条例」（令和4年12月26日山梨県条例第49号、以下「条例」という。）を新たに制定しました。

このたび、この条例の目的である「犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」を目指し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「山梨県犯罪被害者等支援計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第 10 条に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本県における犯罪被害者等支援に関する基本的な方針や取り組むべき具体的な施策等についてまとめたものです。

なお、施策の推進にあたっては、関連する山梨県の他の計画とも十分整合を図っていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、国の基本計画の計画期間（令和 7 年度まで）を考慮し、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間とします。

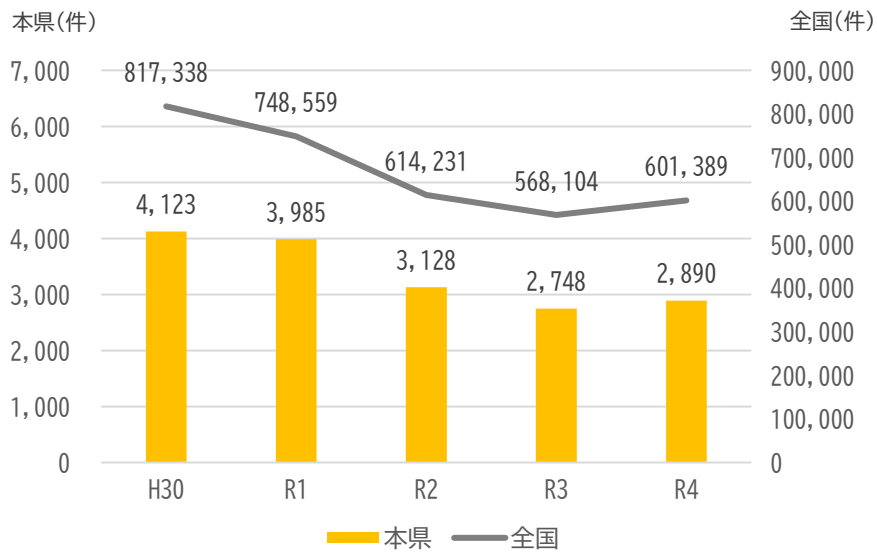
ただし、計画期間内であっても、国の基本計画の見直しや社会情勢等の変化、施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2章 犯罪被害者等の現状

1 県内における犯罪等の状況

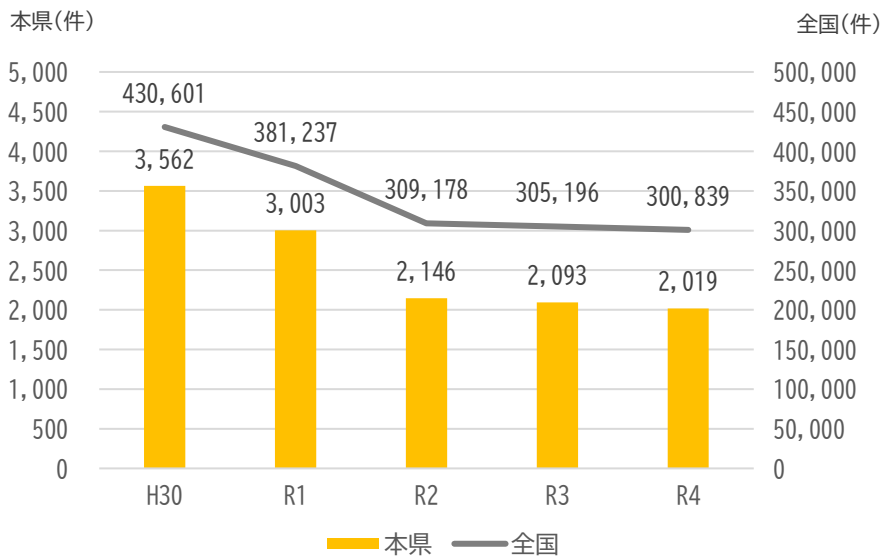
(1) 刑法犯認知件数

本県における令和4年の刑法犯認知件数は、2,890件であり、ピークであった平成14年と比較すると、約5分の1にまで減少しています。



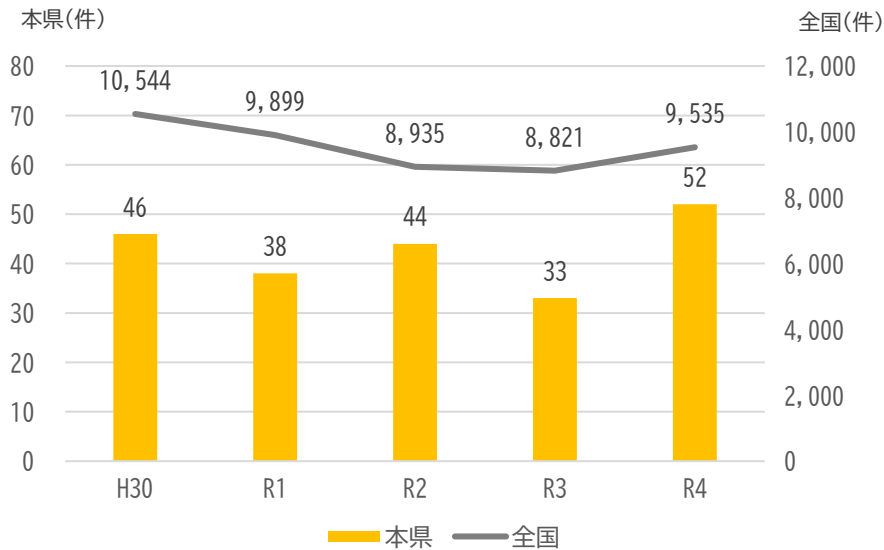
(2) 交通事故発生件数

本県における令和4年の交通事故発生件数は、2,019件であり、平成27年以降7年連続で減少しています。



(3) 重要犯罪認知件数

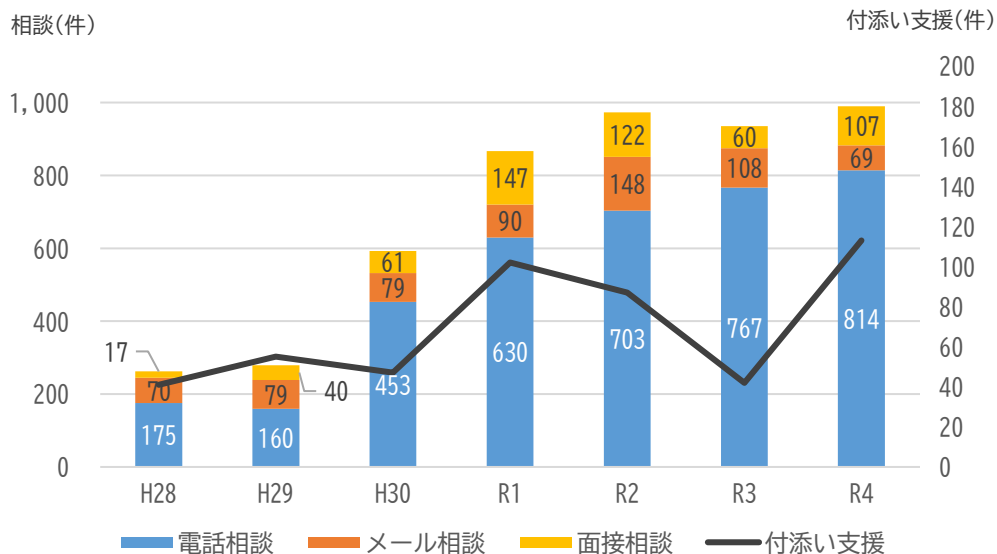
県民の治安に対する信頼に大きく関わりのある重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯罪に略取誘拐、人身売買、強制わいせつを加えたものをいう。）の認知件数は、近年、増加・減少を繰り返しています。令和4年は52件であり、前年と比較して約60%増加しています。



2 犯罪被害者等に関する相談の状況

(公社)被害者支援センターやまなし（以下「被害者支援センターやまなし」という。）における令和4年の電話相談件数は814件で、平成29年度以降5年連続で増加しています。

その他の相談や付添い支援についても、増加傾向が認められます。



3 犯罪被害者等支援に関する県民の意識

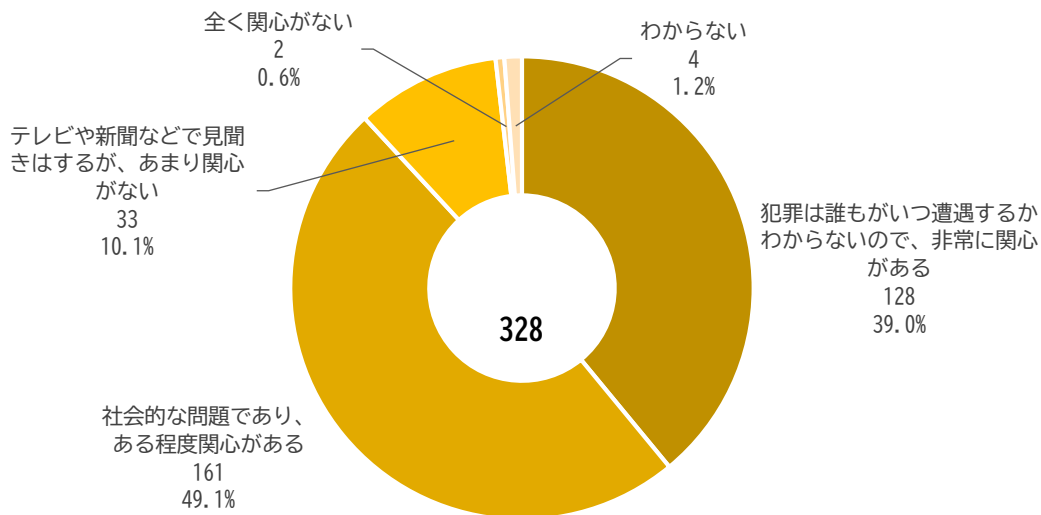
県では、犯罪被害者等支援に関する県民の意識について調査するため、令和4年5月から6月にかけて「犯罪被害者等支援に関するアンケート調査」を実施し、328名の方から回答をいただきました。

本調査は、県政の主要課題や、県民の関心が高い施策等について、幅広い県民の声を、県政に反映していくことを目的として、県内に在住している満18歳以上の方から無作為抽出した400名程度の方に、1年間、県政にかかるアンケートのモニターを依頼する「県政モニターアンケート調査」により実施しています。

(1) 犯罪被害者等支援に関する関心・認知度

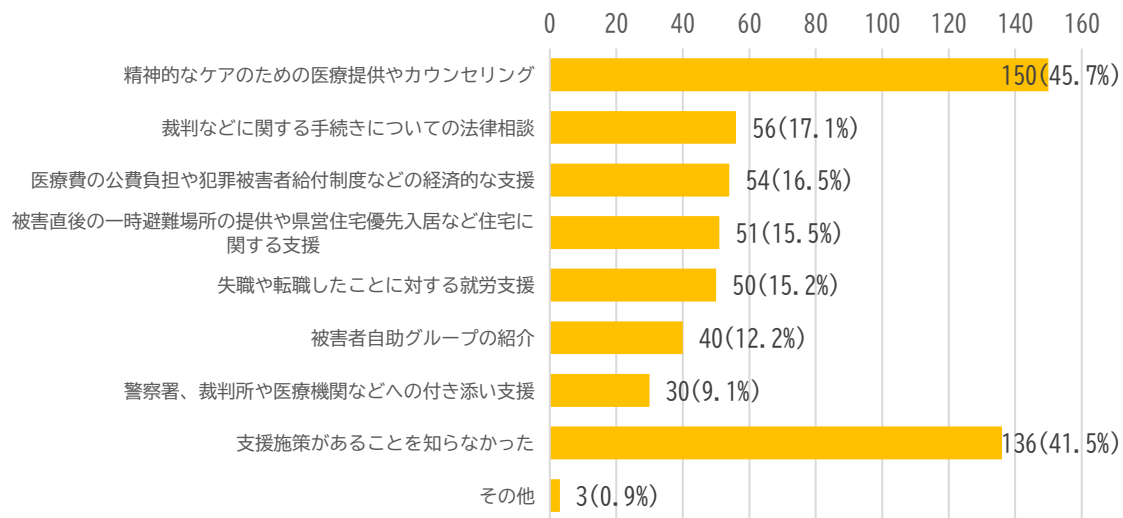
犯罪被害者等支援に対する関心について尋ねたところ、「犯罪は誰もがいつ遭遇するかわからないので、非常に関心がある」が、128人・39.0%、「社会的な問題であり、ある程度関心がある」が161人・49.1%でした。「非常に関心がある」・「ある程度関心がある」の合計は、289人・88.1%でした。

【問】 犯罪被害者等支援に対する関心について、最も近いものを選んでください。



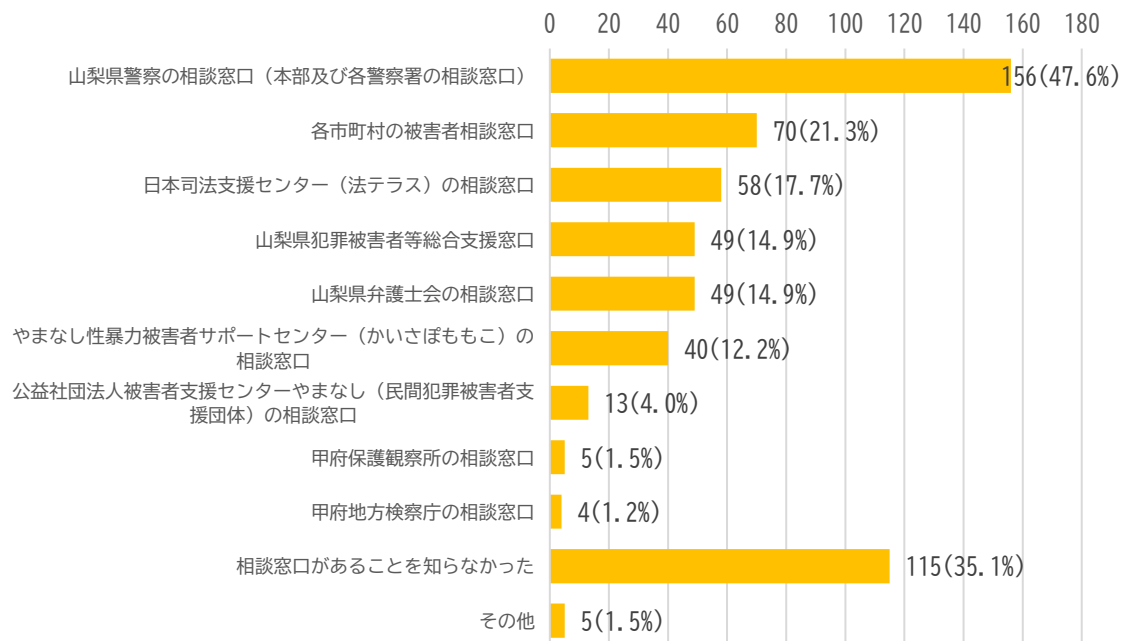
犯罪被害者等に対して、山梨県や関係機関が行っている支援施策を知っているかについて尋ねたところ、「精神的なケアのための医療提供やカウンセリング」が、150人・45.7%と最も多く、次いで「支援施策があることを知らなかった」が136人・41.5%でした。

【問】犯罪被害者等に対して、山梨県や関係機関が行っている支援施策を知っていますか。
次の中から知っているものを選んでください。（複数回答可）



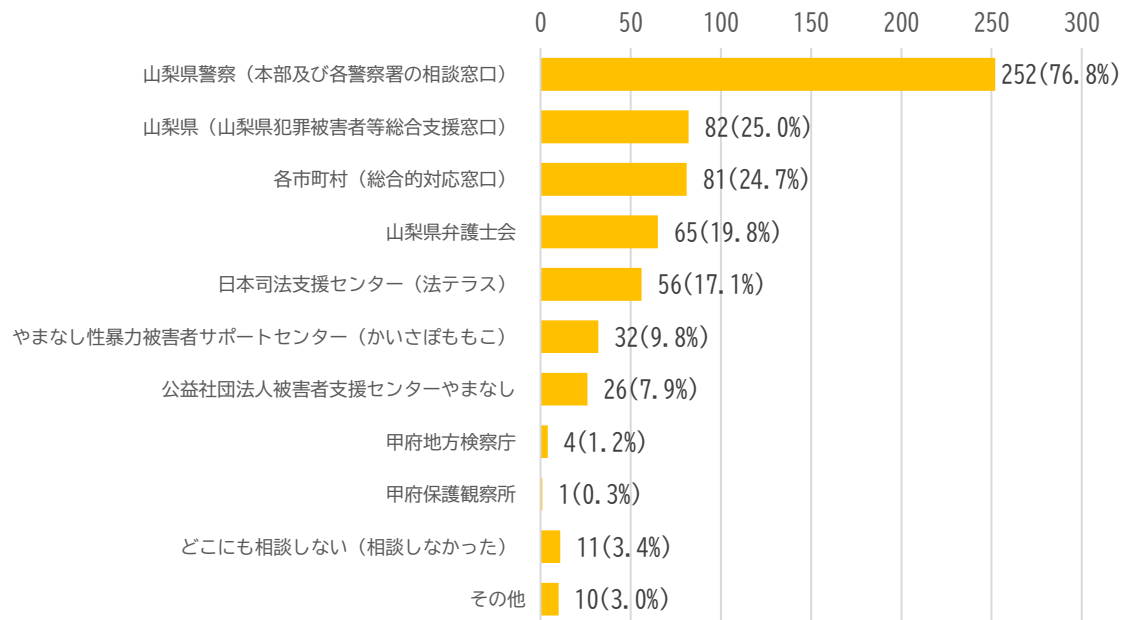
犯罪の被害にあった場合に、利用できる相談窓口があることを知っているかについて尋ねたところ、「山梨県警察の相談窓口」が、156人・47.6%と最も多く、次いで「相談窓口があることを知らなかった」が115人・35.1%でした。

【問】犯罪の被害にあった場合、利用できる相談窓口があることを知っていますか。
次の中から知っているものを選んでください。（複数回答可）



自身又はご家族が犯罪被害にあった場合、相談する機関を尋ねたところ、「山梨県警察」が 252 人・76.8%と最も多く、次いで、「山梨県」が 82 人・25.0% 「各市町村」が 81 人・24.7%でした。

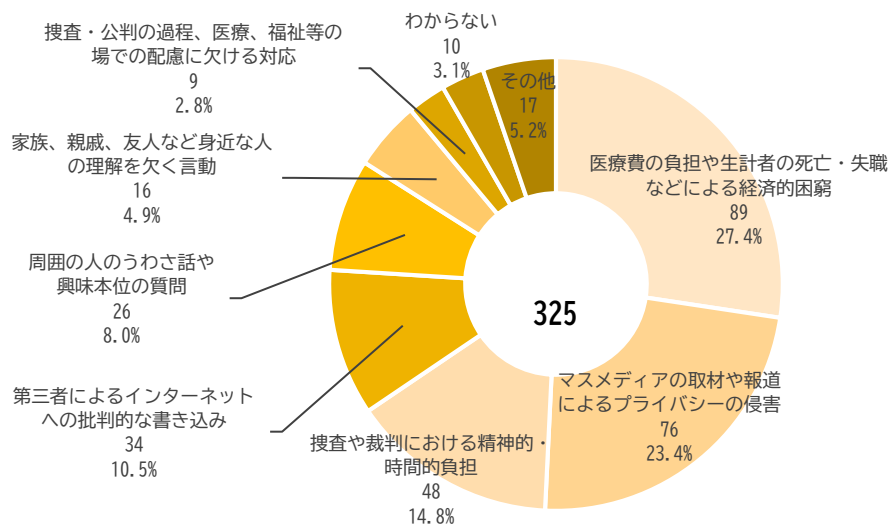
【問】 もしも、あなたご自身やあなたのご家族が犯罪の被害にあった場合、次のうち、どの機関に相談すると思いますか。(複数回答可)



(2) 犯罪被害者等の置かれている状況

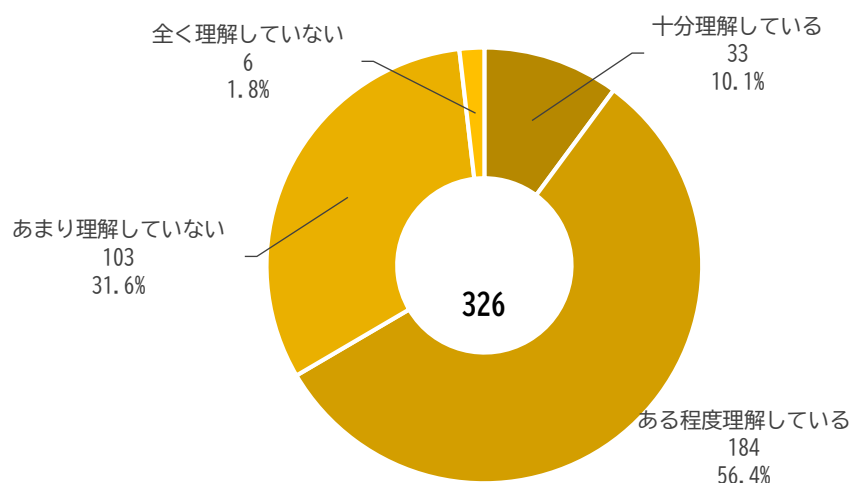
二次被害のうち、最も深刻な問題だと思えるものについて尋ねたところ、「医療費の負担や生計者の死亡・失職などによる経済的困窮」が89人・27.4%と最も多く、次いで「マスメディアの取材や報道によるプライバシーの侵害」が76人・23.4%、「捜査や裁判における精神的・時間的負担」が48人・14.8%でした。

【問】犯罪被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じる様々な問題（いわゆる二次被害）に苦しめられます。次の二次被害のうち、あなたが最も深刻な問題だと思えるものを1つ選んでください。



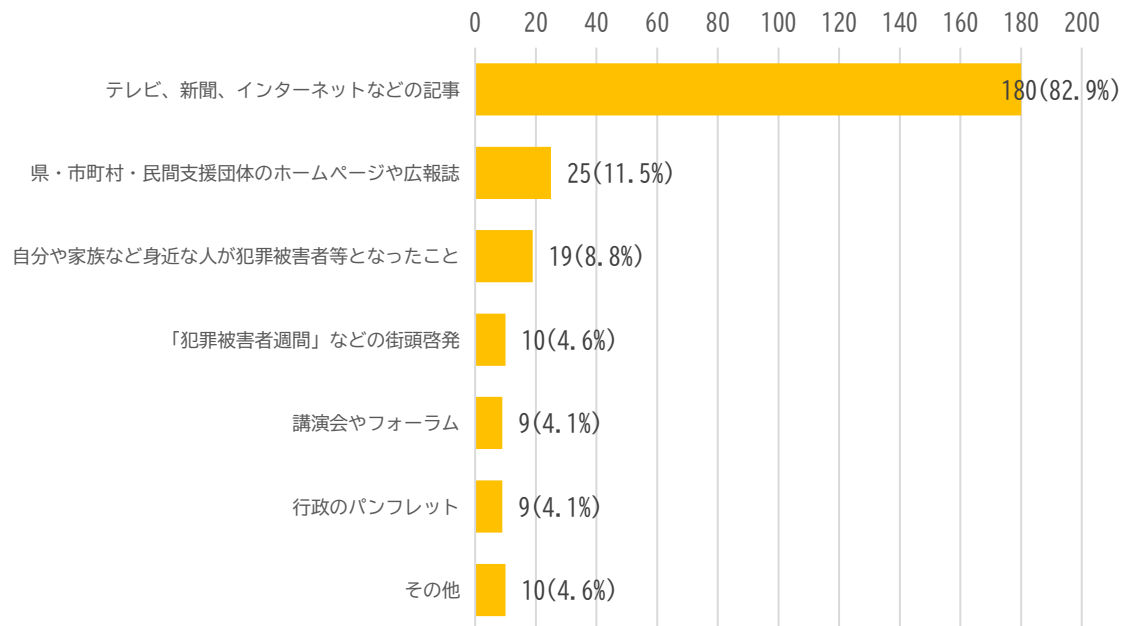
犯罪被害者等が二次被害にも苦しめられていることについて、どの程度知っているか尋ねたところ、「ある程度理解している」が184人・56.4%と最も多く、次いで「あまり理解していない」が103人・31.6%でした。

【問】犯罪被害者等が犯罪による直接的な被害だけでなく、二次被害にも苦しめられていることについて、あなたはどの程度知っていますか。



前の質問で「十分理解している」、「ある程度理解している」と回答された方に、犯罪被害者等が置かれている状況を理解することとなったきっかけについて尋ねたところ、「テレビ、新聞、インターネットなどの記事」が180人・82.9%と最も多く回答いただきました。

【問】前の質問で「1. 十分理解している」または「2. ある程度理解している」と回答された方におたずねします。あなたが、犯罪被害者等が置かれている状況を理解するようになったきっかけは何ですか。（複数回答可）

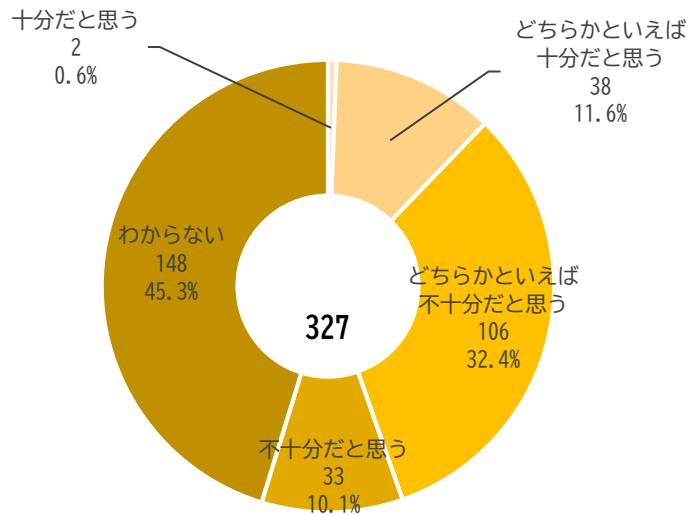


(3) 犯罪被害者等支援の施策

現在の犯罪被害者等支援の施策が十分行われていると思うか尋ねたところ、「わからない」が、148人・45.3%と最も多く回答いただきました。

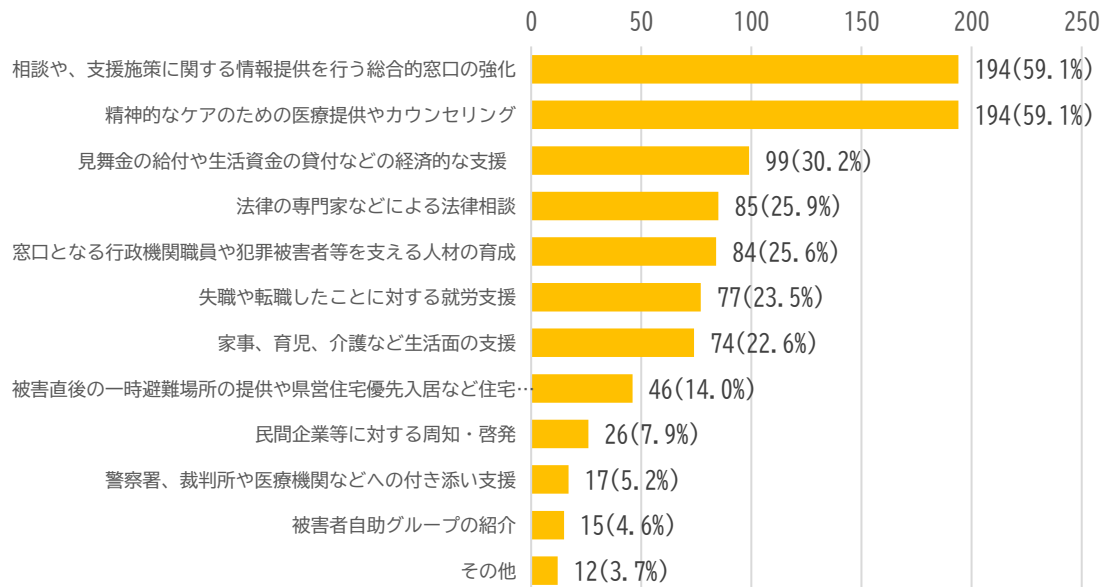
また、「どちらかといえば不十分だと思う」、「不十分だと思う」の合計は、139人・42.5%でした。

【問】あなたは、現在の犯罪被害者等支援の施策について十分に行われていると思いますか。



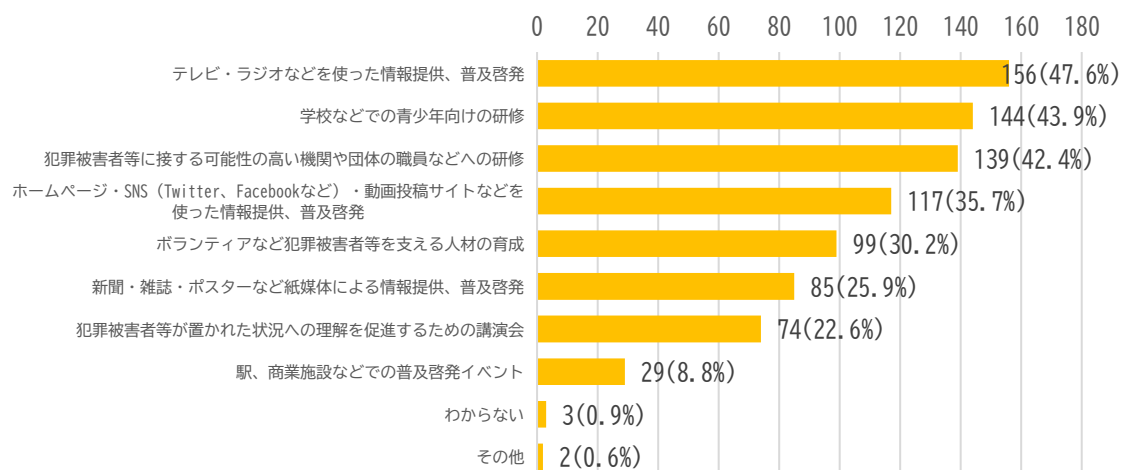
犯罪被害者等への支援の効果を高めていく上で、県や関係機関が特に力を入れていくべきことを3つまで尋ねたところ、「相談や、支援施策に関する情報提供を行う総合的窓口の強化」、「精神的なケアのための医療提供やカウンセリング」が、いずれも194人・59.1%と最も多く、次いで、「見舞金の給付や生活資金の貸付などの経済的な支援」が99人・30.2%でした。

【問】犯罪被害者等への支援の効果を高めていく上で、県や関係機関は特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(3つまで回答可)



犯罪被害者等への理解や支援の輪を広げているために、県が取り組むことを3つまで尋ねたところ、「テレビ・ラジオなどを使った情報提供、普及啓発」が156人・47.6%と最も多く、次いで、「学校などでの青少年向けの研修」が144人・43.9%、「犯罪被害者等に接する可能性の高い機関や団体の職員などへの研修」が139人・42.4%でした。

【問】あなたは、犯罪被害者等への理解や支援の輪を広げていくために、県は特にどのような取り組みをすると良いと思いますか。(3つまで回答可)



4 犯罪被害者等の置かれている状況

(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭うことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

更に、同じ加害者から再び被害を受け、一層重大な被害となる場合もあります。

(2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身に様々な不調が現れます。また、同じ加害者から再び被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前に行っていたことが、できなくなることがあります。場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心理的外傷後ストレス障害）等の持続的な症状が現れることもあります。

(3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等様々な面で支出が増加します。加えて、仕事上においては、治療や捜査・裁判等のための欠勤が増加し、その結果、休職・退職を余儀なくされることもあり、また、生計の中心を担う家族が被害者となった場合、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅等が事件現場になった場合や更なる被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

(4) 二次被害の問題

他人から危害を加えられ、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見や理解・配慮に欠ける言動、インターネットや SNS を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等が大きな精神的・身体的苦痛となることがあります。

周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

第3章 基本的な考え方

1 基本的な方針

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第3条の基本理念に基づき、次の4つの「基本的な方針」を定めるものとします。

(1) 尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること

条例第3条第1項は、「全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定しています。

誰もが犯罪の被害に遭い、犯罪被害者等となる可能性があります。犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものです。

犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを前提として施策を推進していきます。

(2) 犯罪被害者等の個々の事情に応じ、支援が適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること

条例第3条第2項は、「犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。」と規定しています。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るためのものであることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施していきます。

また、新たに二次被害を生じさせることがないよう、支援を行っていく過程で十分な配慮を行っていきます。

(3) 必要な支援が途切れることなく提供されること

条例第3条第3項は、「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。」と規定しています。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを見据えて実施されるべきです。

全ての犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるようにするため、途切れることなく支援を提供できるよう施策を推進していきます。

(4) 支援に関係する者が緊密な連携・協力をすること

条例第3条第4項は、「犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の緊密な連携及び協力の下で行うものとする。」と規定しています。

犯罪被害者等の置かれた状況は様々であり、必要とする支援も経済的支援や保健医療・福祉サービス、住宅、雇用など生活全般にわたっており、これら多岐にわたる支援を被害直後から中長期にわたって途切れることなく行う必要があります。

このため、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係する者が、緊密に連携し、協力して行っていかなければなりません。

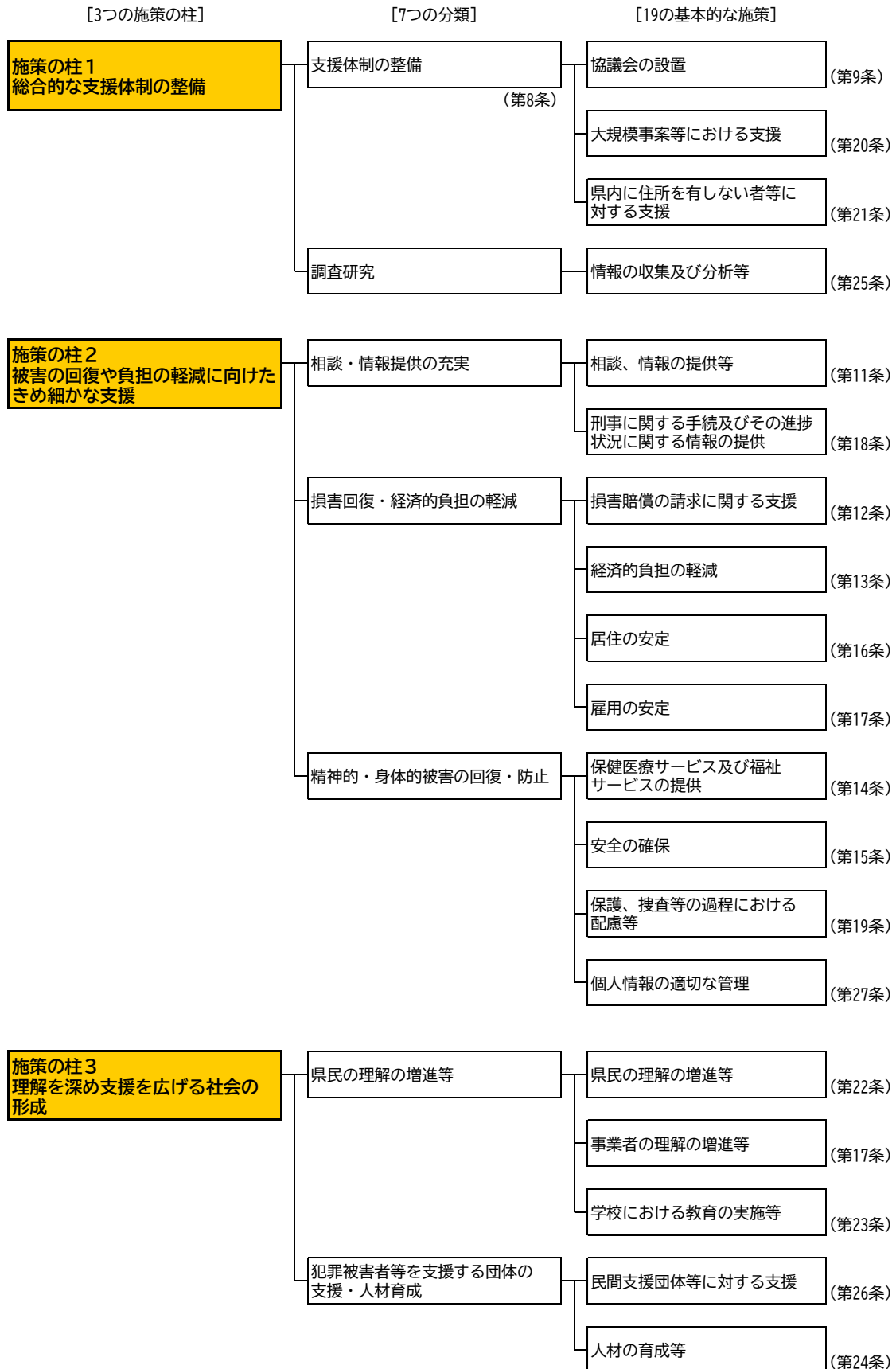
2 施策の柱

基本的な方針、犯罪被害者等の置かれている状況等を踏まえ、本計画では、次の3つの施策の柱の下に施策を体系的に分類し、本県の状況に応じた施策を実施及び検討していきます。

【3つの施策の柱】

- I 総合的な支援体制の整備
- II 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援
- III 理解を深め支援を広げる社会の形成

3 施策の体系



4 支援体制等

(1) 支援体制

本計画の推進にあたっては、犯罪被害者等の置かれた状況や環境が多岐にわたるため、県、市町村及び関係機関等が、犯罪被害者等に寄り添い、相互に連携・協力を図りながら取り組む必要があります。また、犯罪被害者等が支援に関係するいずれの機関及び団体に支援を求めた場合においても、必要とする支援が受けられるよう支援体制を整備する必要があります。

ア 山梨県犯罪被害者等支援協議会

本計画の目指す姿を実現するためには、県及び関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たしつつ、緊密に連携・協力して取組を進めることが必要であるため、「山梨県犯罪被害者等支援協議会」（以下「協議会」という。）において犯罪被害者等支援に関する課題に係る情報の共有、犯罪被害者等支援に係る取組の状況の報告及び犯罪被害者等支援に関する施策についての協議等を行います。

イ 犯罪被害者等サポートチーム

凶悪犯罪等の犯罪被害者等に係る個別の支援事案において、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、県、県警及び被害者支援センターやまなしを構成機関とした「犯罪被害者等サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を協議会のもとに設置します。サポートチームは、犯罪被害者等の同意のもと、初期の被害者対応を行う県警や、被害者支援センターやまなしからの要請に基づき、県が事務局となり立ち上げのための調整を行います。また、立ち上げに際しては、必要に応じ、関係機関にサポートチームへの参加を依頼します。サポートチームでは、犯罪被害者等の情報や被害者支援センターやまなしが検討・作成する支援プランを共有するほか、構成機関がそれぞれの関係機関のハブ役となり、情報提供や連絡調整を行うことで、犯罪被害者等が必要とする支援制度や行政手続等に迅速につなぎ、犯罪被害者等の負担を軽減する体制を整備します。

20 ページは、協議会とサポートチームの関係を示したイメージ図です。

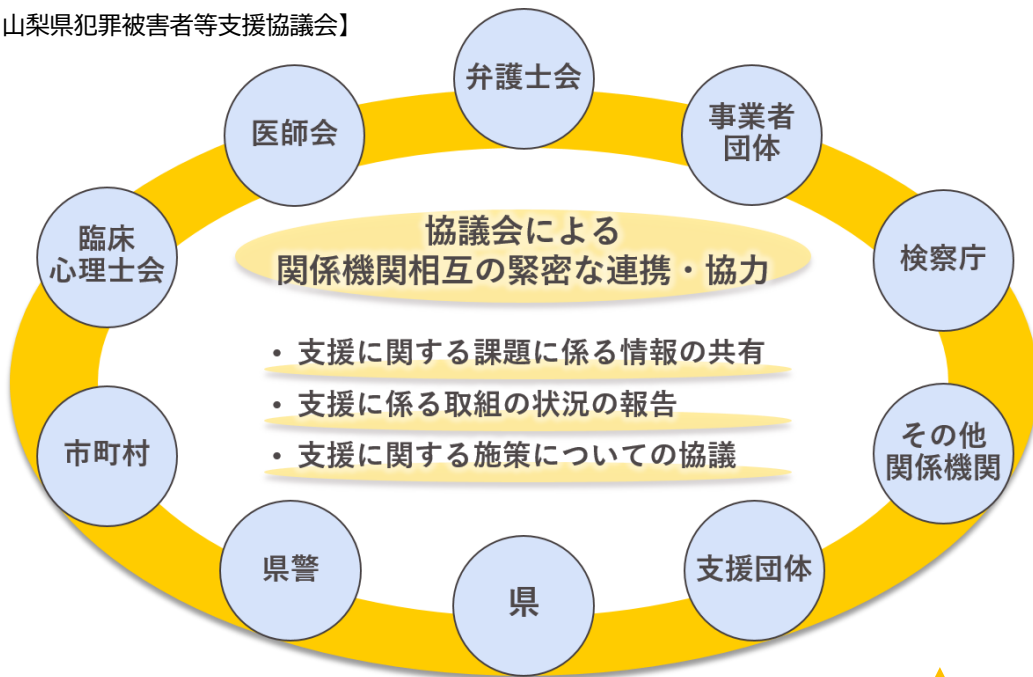
ウ 市町村との連携・協力

犯罪被害者等の支援の実効性を高めるには、住民に最も身近な存在である市町村の理解と協力が欠かせません。市町村担当課長会議の開催等を通じ、市町村に対し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言を行うとともに、県と市町村との間で犯罪被害者等支援に関する施策等の情報交換を行い、市町村における条例の制定を含め、犯罪被害者等支援のための体制や施策の充実が図られるよう、連携・協力していきます。

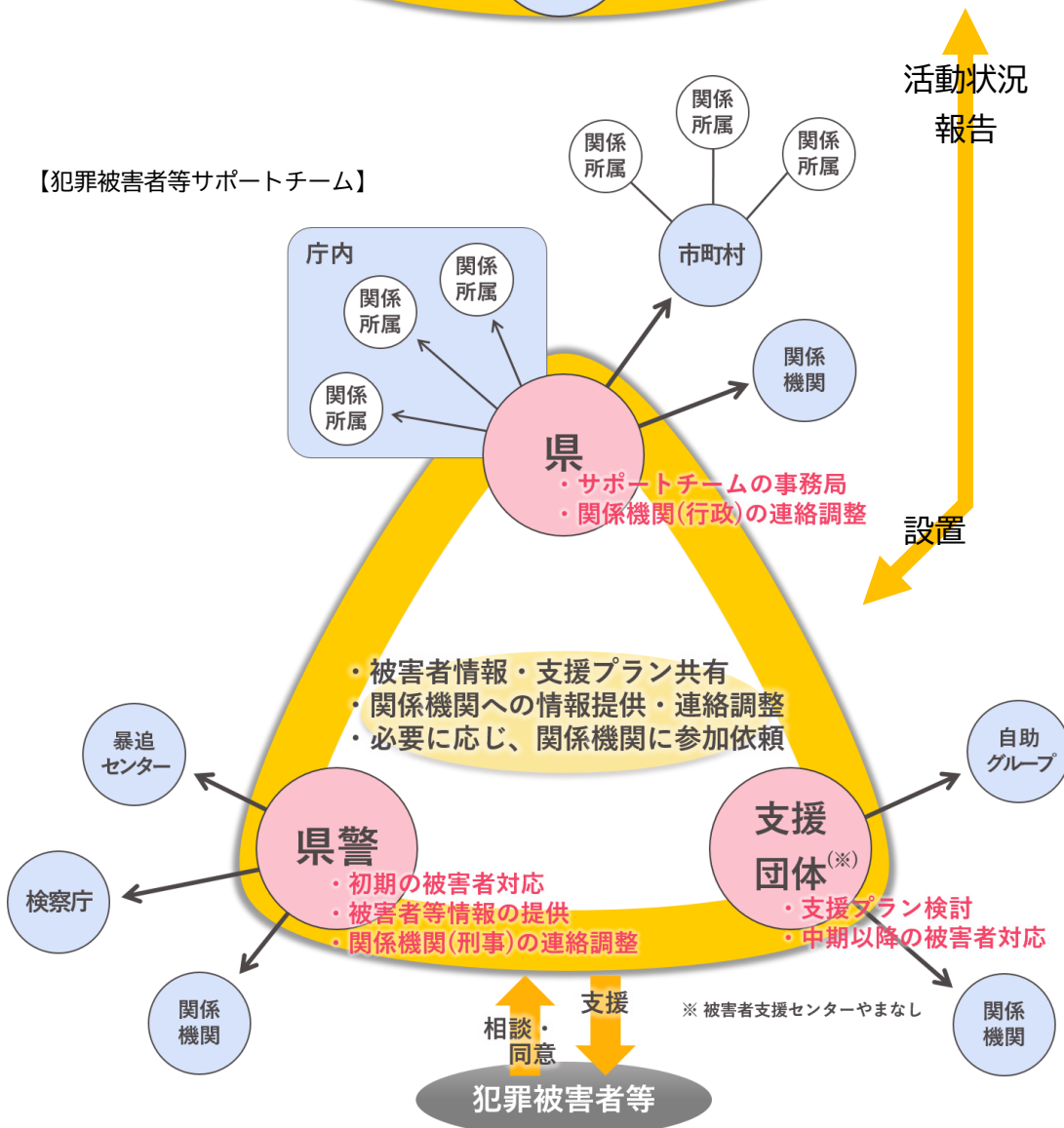
エ 山梨県犯罪被害者等支援庁内連絡会議

庁内においては、犯罪被害者等支援に関する知事部局、県警本部及び県教育委員会等の各所属で構成する「山梨県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置・運営し、関係所属相互の連携・協力を確保しながら本計画の趣旨を十分踏まえ、支援施策が適切に実施されるよう調整を図ります。

【山梨県犯罪被害者等支援協議会】



【犯罪被害者等サポートチーム】



(2) 進行管理

計画に基づく施策の実効性の確保および主要な施策の実施状況を把握するため、毎年度施策の実施状況を取りまとめ、その結果を県ホームページにおいて公表します。

また、協議会において意見を聴取し、これらの意見をもとに、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら、計画を推進していきます。

第4章 具体的な施策

施策の柱1 総合的な支援体制の整備

(1) 支援体制の整備

基本的な施策 協議会の設置（第9条）

【現状と課題】

犯罪被害者等が直面する問題は多岐にわたっており、被害を受けた直後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を迅速かつ途切れることなく継続していくためには、県における支援の充実に加え、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等がそれぞれ実施する取組を効果的につなげていくことが必要です。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	山梨県犯罪被害者等支援協議会及び犯罪被害者等サポートチームの設置	支援に関係する者の間で犯罪被害者等支援に関する課題に係る情報の共有、犯罪被害者等支援に係る取組の状況の報告及び犯罪被害者等支援に関する施策についての協議等を行うため、「山梨県犯罪被害者等支援協議会」を設置します。また、凶悪犯罪等の犯罪被害者等に係る個別の支援事案において、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、県、県警及び被害者支援センターやまなしを構成機関とした「犯罪被害者等サポートチーム」を協議会のもとに設置し、犯罪被害者等が必要とする支援制度や行政手続等に迅速につなぐとともに、犯罪被害者等の負担を軽減する体制を整備します。	県民生活安全課／警務課[警]

【凡例】[警]：県警本部の所属を表します。[教]：県教育委員会の所属を表します。

基本的な施策 大規模事案等における支援（第20条）

【現状と課題】

大規模事案(おおむね死者5名以上又は死傷者10名以上)が発生した場合は、同時に多数の死傷者が生じてしまうおそれがあり、複数の犯罪被害者等に対して同時に支援することとなります。また、その社会的影響からインターネットやSNSを通じて行われる誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害

も懸念されます。

円滑な支援や二次被害の防止を図るためなど、関係機関の役割分担を明確化し、連携した支援を行うための体制を整備する必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	マニュアル等の整備の推進	山梨県犯罪被害者支援協議会等を通じて大規模被害者支援事案が発生した場合における県、県警、その他関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進します。	警務課[警] ／県民生活安全課
2	メイプル支援員による支援	所轄内で発生した多数の死傷者が出た等の大規模事案に関して、発生所轄の警察官数では対応不可な場合に対応する「メイプル支援員」を指定します。	警務課[警]

基本的な施策 県内に住所を有しない者等に対する支援（第21条）

【現状と課題】

県内に住所を有しない者等が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合における関係機関の明確な役割分担、支援体制が確立されていないことから、支援を行うための体制を整備する必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	他の都道府県警察への情報提供	県内に住所を有しない者等が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合について、犯罪被害者等支援に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、居住する都道府県における適切な支援につながるよう、当該犯罪被害者等の同意を得た上で、居住地の都道府県警察に対し、当該事案に関する情報提供を行います。	警務課[警]
2	早期援助団体との連携	公安委員会が指定した犯罪被害者等早期援助団体に被害者の情報を提供し、支援を継続的に受けられるようにします。	警務課[警]
3	「身体犯被害者用手引」による情報提供	犯罪被害者等が、被害直後から必要とする支援やそれを行う関係機関の連絡先について、分かりやすく説明したパンフレット「被害者の手引き」を配付します。	刑事企画課[警]

No.	施策名	施策の概要	所管
4	「交通事故被害者 用手引」による情報 提供	交通事故の被害者等に対して、「交通事故の被害にあわれた方へ」を配付し、各種制度の情報を提供します。	交通指導課 [警]
5	被害者連絡制度に 基づく情報提供	犯罪被害者等の意向に応じて、県警から犯罪被害者等に対して捜査の進展状況や加害者の処分結果等、事件に関する情報を提供します。	刑事企画課 [警]

(2) 調査研究

基本的な施策 情報の収集及び分析等（第 25 条）

【現状と課題】

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる者が共有すべき情報を収集し、調査研究を進め、その成果を活用していく必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	先進事例等の情報 分析	他の都道府県における犯罪被害者等支援に関する先進事例等について、随時情報収集及び分析を行います。	県民生活安 全課
2	犯罪被害者等支援 のニーズの把握	県民への意識調査等を通じ、犯罪被害者等支援に係るニーズ等を把握するとともに、ニーズを踏まえた効果的な施策等を検討します。	県民生活安 全課

施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援

(1) 相談・情報提供の充実

基本的な施策 相談、情報の提供等（第11条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害を受けた直後から、精神的に大きなショックを受け、混乱している中で、警察や行政機関等で様々な手続に追われたり、その他様々な対応を求められたりすることになります。

また、犯罪被害者等は、被害直後のパニック状態の中、相談先が複数にわたり、どこに何を相談していいのかわからない状態に陥ることもあるため、必要な情報を容易に入手し、必要な支援を受けることができる仕組みが必要です。

県政モニターアンケート調査結果においても、被害後の支援施策や相談先に関する認知度が低いことから、被害直後から必要な機関、支援につながるができるよう、これらの認知度を高めていくことが課題となっています。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	総合的な情報提供	「山梨県犯罪被害者等総合支援窓口」で、どこへ相談したらよいか分からない方などのために、適切な対応部署や専門機関を紹介するなど、必要な情報を提供します。	県民生活安全課
2	ホームページでの情報提供	県のホームページに犯罪被害者等支援に関する情報を掲載します。	県民生活安全課
3	メール及びSNSでの情報提供	「ふじ君安心メール」及びSNS（公式ツイッター）で犯罪発生状況に関する情報を発信し、県民へ注意喚起を行い、再被害防止に努めています。	生活安全企画課[警]
4	指定被害者支援要員による付き添い等	指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行います。	警務課[警]
5	「身体犯被害者用手引」による情報提供【再掲】	犯罪被害者等が、被害直後から必要とする支援やそれを行う関係機関の連絡先について、分かりやすく説明したパンフレット「被害者の手引き」を配付します。	刑事企画課[警]
6	「交通事故被害者用手引」による情報提供【再掲】	交通事故の被害者等に対して、「交通事故の被害にあわれた方へ」を配付し、各種制度の情報を提供します。	交通指導課[警]

No.	施策名	施策の概要	所管
7	被害者連絡制度に基づく情報提供【再掲】	犯罪被害者等の意向に応じて、県警から犯罪被害者等に対して捜査の進展状況や加害者の処分結果等、事件に関する情報を提供します。	刑事企画課 [警]
8	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の的確な運用	日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を支給し、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給する国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、県民に対して制度の周知を図ります。	警務課[警]
9	障害者手帳取得に向けた情報提供	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得した場合、税の控除・減免、医療給付、介護サービス及び補装具費の支給等が受けられる場合があるため、情報提供を適宜行います。	障害福祉課
10	医療に関する情報提供	「やまなし医療ネット」により、県民が適切な医療を選択できるよう、各種医療機関の情報を提供します。	医務課
11	県警における相談体制の充実	担当部署に、相談専用電話「#9110」（総務課）、性犯罪被害相談電話「#8103」、「0120-79-8103」（捜査第一課）、ヤングテレホンコーナー「0120-31-7867」（少年・女性安全対策課）、ひき逃げ事件等被害者相談ダイヤル「055-233-0374」（交通指導課）をそれぞれ設置し、相談体制の充実を図っています。	総務課[警] ／捜査第一課／少年・女性安全対策課[警] ／交通指導課[警]
12	被害少年が相談しやすい環境の整備	県警のホームページや SNS 等に相談窓口について掲載し、少年・女性安全対策課に設置の「ヤングテレホンコーナー」をフリーダイヤル化しています。	少年・女性安全対策課 [警]
13	児童相談所における児童虐待に対する対応	児童虐待に関して、夜間・休日も通告へ対応し、48時間以内の安全確認を行います。	子ども福祉課
14	性犯罪被害者からの相談対応の充実	「性暴力 110 番」をフリーダイヤル化（0120-79-8103）及び全国共通の性犯罪被害相談電話（#8103）を整備するとともに、犯罪被害者相談について、相談者の希望する性別の職員が対応します。 また、警察署における性犯罪被害者等からの事情聴取等には、性犯罪被害者対策の教養（研修）を受けた警察官を活用します。	捜査第一課 [警]

No.	施策名	施策の概要	所管
15	女性に関する相談・DVに関する相談への対応	配偶者暴力相談支援センター（女性相談所・男女共同参画推進センターぴゅあ総合）において、DV（配偶者等からの暴力）など女性に関する問題についての相談に対応します。	男女共同参画・共生社会推進統括官／子ども福祉課
16	性暴力被害者からの相談への対応	やまなし性暴力被害者サポートセンターにおいて性暴力の被害者からの相談を受け、支援機関と連携して産婦人科医療、カウンセリング、法律相談、県警への付き添い等、総合的なサポートを行います。	男女共同参画・共生社会推進統括官
17	交通事故相談への対応	県民生活センターにおいて、交通事故に関する問題に相談員が対応します。	県民生活安全課
18	精神保健福祉に関する相談への対応等	精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談に対応したり、支援等を行います。	健康増進課
19	労働相談への対応	中小企業労働相談所及び労働委員会事務局において、労使間で生じた労働問題に、専門の相談員が、その解決に向けて相談に応じます。	労政人材育成課／労働委員会事務局
20	子育て相談への対応	子育て相談総合窓口「かるがも」において、家庭における育児不安や養育上の問題など、子育て全般にわたる相談に応じ、安心して子育てができる環境づくりを支援します。また、問題行動やいじめ、犯罪被害など他機関との連携が必要な場合は、それぞれの関係機関と連携を図ります。	生涯学習課 [教]
21	スクールカウンセラーの活用	県内の全公立小中学校と12の県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリング、心のケア及び研修等を行い、教育相談の充実を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課 [教]
22	スクールソーシャルワーカーの活用	問題を抱える児童生徒の置かれた環境に働きかけ、問題の解決に当たるため、各教育事務所に精神保健福祉士等の資格を持った、スクールソーシャルワーカーを配置します。	特別支援教育・児童生徒支援課 [教]

No.	施策名	施策の概要	所管
23	教育関係者の連携による相談活動の実施	児童生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、山梨大学、県教育委員会及び教育四者（山梨県 PTA 協議会・山梨県公立小中学校長会・山梨県公立小中学校教頭会・教育会）が連携し、各地区や山梨大学等において、児童生徒や保護者等の悩みや不安に関わる相談活動を行います。	特別支援教育・児童生徒支援課 [教]
24	不登校・いじめ等に関する相談への対応	総合教育センターにおいて、不登校・いじめ等をはじめとする学校教育問題に関して、児童生徒、保護者及び教職員にかかわる教育相談を実施します。 ・面接相談（平日 午前9時～午後5時） ・電話相談（通年 24時間電話相談員が対応）	特別支援教育・児童生徒支援課 [教]
25	高次脳機能障害者への支援の充実	民間病院に高次脳機能障害者の支援拠点となる機関の運営を委託し、専門性の高い相談支援体制の充実を図ります。	健康増進課
26	市町村職員等を対象とした、高齢者虐待に係る相談への対応	市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした、高齢者虐待に係る困難事例または成年後見制度の利用に関する電話相談またはオンライン相談を行います。	健康長寿推進課
27	高齢者虐待対応等権利擁護支援に関する専門職の相談・派遣支援	市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした、高齢者虐待に係る困難事例または成年後見制度の利用に向けた個別ケース会議等に対する助言及び支援を行います。	健康長寿推進課

基本的な施策 刑事に関する手続き及びその進捗状況に関する情報の提供(第18条)

【現状と課題】

犯罪被害者等の多くは、なぜ犯罪被害者等とならなければならなかったのか、事件の背景や真相についての正しい情報を求めており、捜査や公判等の進捗に重大な関心を持っています。また、犯罪被害者等は、突然、事件や事故に遭遇し、被害直後から事情聴取等の捜査協力や、公判への出廷など、それまで体験したことのない様々な問題に直面する上、精神的に混乱する中で直面している問題を十分に認識できない状況に陥りやすい等、更に困難な状況に陥ってしまうことがあります。

犯罪被害者等にとって、解決に至る過程に適切に関与することは、その後の精神的被害の回復に大きく影響するため、犯罪被害者等のニーズに応じて、事件や事故の捜査状況等の情報提供などを行う必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	被害者連絡制度に基づく情報提供【再掲】	犯罪被害者等の意向に応じて、県警から犯罪被害者等に対して捜査の進展状況や加害者の処分結果等、事件に関する情報を提供します。	刑事企画課 [警]
2	指定被害者支援要員による付き添い等【再掲】	指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行います。	警務課[警]
3	「身体犯被害者用手引」による情報提供【再掲】	犯罪被害者等が、被害直後から必要とする支援やそれを行う関係機関の連絡先について、分かりやすく説明したパンフレット「被害者の手引き」を配付します。	刑事企画課 [警]
4	「交通事故被害者用手引」による情報提供【再掲】	交通事故の被害者等に対して、「交通事故の被害にあわれた方へ」を配付し、各種制度の情報を提供します。	交通指導課 [警]

(2) 損害回復・経済的負担の軽減

基本的な施策 損害賠償の請求に関する支援（第12条）

【現状と課題】

損害賠償請求に係る民事裁判においては、訴訟費用や多くの時間等が必要となるほか、訴訟に関する知識不足などにより更に負担を背負うことがあります。犯罪被害者等の行う損害賠償の請求が適切かつ円滑に実現されるよう、損害賠償の請求について支援を行う必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	交通事故相談への対応【再掲】	県民生活センターにおいて、交通事故に関する問題に、相談員が対応します。	県民生活安全課
2	「身体犯被害者用手引」による情報提供【再掲】	犯罪被害者等が、被害直後から必要とする支援やそれを行う関係機関の連絡先について、分かりやすく説明したパンフレット「被害者の手引き」を配付します。	刑事企画課 [警]
3	「交通事故被害者用手引」による情報提供【再掲】	交通事故の被害者等に対して、「交通事故の被害にあわれた方へ」を配付し、各種制度の情報を提供します。	交通指導課 [警]

基本的な施策 経済的負担の軽減（第13条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、直接的な被害として、生命や財産、金品を失い、あるいは傷害を負う上、被害直後から長期にわたり、医療費や葬儀費用、裁判費用、転居費用、病院や警察、裁判所への移動にかかる費用などの予期しない経済的な負担が増加する場合があります。また、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となり、収入が減少したり、職を失ってしまうなどにより、しばしば経済的な問題に直面します。犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るための支援が求められています。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	経済的負担の軽減を図る支援	犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担について、その軽減を図る支援に努めます。	県民生活安全課
2	犯罪被害給付制度の的確な運用	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、給付金の迅速な裁定を行うとともに、県民に対しての制度の周知を図ります。	警務課[警]
3	公費支出制度の活用推進	性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用、身体犯罪被害者の診断書料、司法解剖後の遺体修復及び搬送経費、死体検案書料、犯罪被害に起因した犯罪被害者の一時避難場所借上料、ハウスクリーニング費用、精神的被害を受けた犯罪被害者等のカウンセリング費用等の犯罪被害者支援のための公費支出制度の活用を推進します。	警務課[警]
4	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の的確な運用【再掲】	日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を支給し、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給する国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、県民に対して制度の周知を図ります。	警務課[警]
5	生活福祉資金の貸付け	低所得者等へ生活資金や教育資金などを貸付けます。(実施主体：市町村社会福祉協議会)	福祉保健総務課
6	交通被災遺児のための奨学金給付制度	公益財団法人山梨みどり奨学会において、交通事故により、父母などの親族で主たる家計支持者を失った県内在住の保育園児、幼稚園児、小学生、中学生及び高校生に対して、奨学金等を給付して修学の援助をします。	高校教育課[教]

No.	施策名	施策の概要	所管
7	県立高等学校の授業料及び入学料の減免	経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、授業料及び入学料の減免制度を設けています。	高校教育課 [教]
8	育英奨学金の無利子貸与	公益財団法人山梨みどり奨学会において、県内に住所を有する保護者の子弟で、高等学校または専修学校高等課程に在学する優れた生徒であって、経済的な理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を無利子で貸与します。	高校教育課 [教]
9	障害者手帳取得に向けた情報提供【再掲】	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得した場合、税の控除・減免、医療給付、介護サービス及び補装具費の支給等が受けられる場合があるため、情報提供を適宜行います。	障害福祉課

基本的な施策 居住の安定（第16条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったことや、加害者に自宅を知られたため再度の被害のおそれがあるなどの理由から、引き続き自宅に居住することが困難になる場合や一時的に自宅から別の場所へ避難するため、ホテル等の宿泊施設を使用せざるを得ない場合があります。犯罪被害者等が中長期的に居住可能な住居や一時的な避難場所を確保するための様々な支援が必要となります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	犯罪被害者等に対する県営住宅の優先入居	犯罪被害者等世帯及びDV被害者世帯は優先入居対象住戸に限り、その他申込者より優先的に入居することができます。	住宅対策室
2	犯罪被害者等に対する県営住宅の一時使用等	県営住宅の利用に関し、犯罪被害者等世帯に関しては一時使用の許可を行います。また、DV被害者世帯に関しては単身入居や一時使用の許可を行います。	住宅対策室
3	女性の保護施設等における日常生活支援	DV被害者の自立を支援するため、一時保護所や婦人保護施設を出た後、自立できるまでの中間的施設としてのステップハウスを設置・運営します。	子ども福祉課

基本的な施策 雇用の安定（第17条）

【現状と課題】

犯罪被害者等の多くは、警察での事情聴取、裁判への参加、治療のための入院・通院、行政での手続き等、多くの状況に対応しなければならず、休暇等の取得を余儀なくされます。また、犯罪被害者等の置かれている状況について、職場の理解が足りず、二次被害を受けて働き続けることが困難となることもあります。

雇用の維持と二次被害防止のため、事業者の理解の増進を図るなど、雇用の安定のための支援が必要です。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	求職者に対する支援	「やまなし・しごと・プラザ」において、求職者に対するきめ細やかな就職支援の実施に努めます。	労政人材育成課
2	就業支援及び職業訓練の実施	峡南高等技術専門校及び就業支援センターにおいて、就業相談や職業訓練を行います。	労政人材育成課
3	個別的労使紛争あっせん制度の周知	労働者個人と使用者の間に起きたトラブルを解決する個別的労使紛争のあっせん制度について、周知を図ります。	労働委員会事務局
4	被害回復のための休暇制度の事業者への周知	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度について、県内の事業者に対して周知を図ります。	県民生活安全課

（3）精神的・身体的被害の回復・防止

基本的な施策 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残り看護や介護が必要となるなど、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実直面し精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠やめまいなど様々な心身の変調が、被害直後から中長期にわたって現れることも少なくありません。このような状況にある犯罪被害者等に対して、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	被害少年へのカウンセリングの実施	被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施や関係者への助言等の継続的な支援をします。	少年・女性安全対策課[警]
2	児童相談所における児童虐待に対する対応【再掲】	児童虐待に関して、夜間・休日も通告へ対応し、48時間以内の安全確認を行います。	子ども福祉課
3	子どもの虐待再発予防対策	児童相談所や精神保健福祉センターにおいて、児童虐待の再発・発生を予防する上で、保護者等にメンタルヘルス上の問題に対する支援が必要な場合や、多くの関係機関による支援が必要な児童・保護者に対して、家族へのカウンセリングや心理療法等を行います。	子ども福祉課／健康増進課
4	精神保健福祉に関する相談への対応等【再掲】	精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談に対応したり、支援等を行います。	健康増進課
5	性暴力被害者からの相談への対応【再掲】	やまなし性暴力被害者サポートセンターにおいて性暴力の被害者からの相談を受け、支援機関と連携して産婦人科医療、カウンセリング、法律相談、県警への付き添い等、総合的なサポートを行います。	男女共同参画・共生社会推進統括官
6	女性の保護施設等における日常生活支援【再掲】	DV被害者の自立を支援するため、一時保護所や婦人保護施設を出た後、自立できるまでの中間的施設としてのステップハウスを設置・運営します。	子ども福祉課
7	救急医療の提供	救急医療体制の整備により、地域格差のない、迅速で適切な救急医療を提供します。	医務課／健康増進課
8	里親制度の充実	児童相談所において、児童養護施設・乳児院と里親の連携を図りつつ、里親への支援や養育相談に対応し、里親制度の充実を図ります。	子ども福祉課
9	生活福祉資金の貸付け【再掲】	低所得者等へ生活資金や教育資金などを貸付けます。（実施主体：市町村社会福祉協議会）	福祉保健総務課

No.	施策名	施策の概要	所管
10	スクールカウンセラーの活用【再掲】	県内の全公立小中学校と 12 の県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリング、心のケア及び研修等を行い、教育相談の充実を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課[教]
11	スクールソーシャルワーカーの活用【再掲】	問題を抱える児童生徒の置かれた環境に働きかけ、問題の解決に当たるため、各教育事務所に精神保健福祉士等の資格を持った、スクールソーシャルワーカーを配置します。	特別支援教育・児童生徒支援課[教]
12	不登校・いじめ等に関する相談への対応【再掲】	総合教育センターにおいて、不登校・いじめ等をはじめとする学校教育問題に関して、児童生徒、保護者及び教職員にかかわる教育相談を実施します。 ・面接相談（平日 午前9時～午後5時） ・電話相談（通年 24時間電話相談員が対応）	特別支援教育・児童生徒支援課[教]
13	医療に関する情報提供【再掲】	「やまなし医療ネット」により、県民が適切な医療を選択できるよう、各種医療機関の情報を提供します。	医務課
14	障害者手帳取得に向けた情報提供【再掲】	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得した場合、税の控除・減免、医療給付、介護サービス及び補装具費の支給等が受けられる場合があるため、情報提供を適宜行います。	障害福祉課
15	高次脳機能障害者への支援の充実【再掲】	民間病院に高次脳機能障害者の支援拠点となる機関の運営を委託し、専門性の高い相談支援体制の充実を図ります。	健康増進課

基本的な施策 安全の確保（第15条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪被害が発生した後も、同じ加害者から再び被害等を加えられるのではないかとの恐怖や不安を抱きながらの生活を余儀なくされることがあります。このため、犯罪被害者等の不安を軽減し、安全を確保するための様々な取組が求められています。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	県警における再被害防止措置	犯罪被害者等が同じ加害者から再び危害を加えられる事態を防止するため、危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、犯罪被害者等に対する防犯指導や警戒等により、再被害の防止に努めます。	少年・女性 安全対策課 [警]／刑事 企画課[警] ／捜査第一 課[警]／組 織犯罪対策 課[警]
2	ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への迅速かつ的確な対応	ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進しています。 また、関係機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報・啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進しています。	少年・女性 安全対策課 [警]
3	暴力団等からの保護対策の推進	暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進します。	組織犯罪対 策課[警]
4	児童相談所における一時保護	中央児童相談所及び都留児童相談所において、被虐待児童等の安全確保のため、一時保護を行います。	子ども福祉 課
5	女性相談所における一時保護	女性相談所において、DV被害者の安全を確保するため、一時保護を行います。また、民間施設において一時保護できるよう、委託契約を行っています。	子ども福祉 課
6	女性の保護施設等における日常生活支援【再掲】	DV被害者の自立を支援するため、一時保護所や婦人保護施設を出た後、自立できるまでの中間的施設としてのステップハウスを設置・運営します。	子ども福祉 課
7	学校と県警の連携（学校・警察パートナーシップ制度）	学校と県警が、生徒の安全確保や非行防止などに関し、連携を図る必要が認められる個々の事案について情報を連絡し、効果的な指導を行います。	少年・女性 安全対策課 [警]／特別 支援教育・ 児童生徒支 援課[教]

基本的な施策 保護、捜査等の過程における配慮等（第19条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査等の過程で、関係者からの配慮に欠けた対応により二次被害を受けることがあります。犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の心情を理解し、適切な情報提供や人権に配慮した対応を行う必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	指定被害者支援要員による付き添い等【再掲】	指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行います。	警務課[警]
2	ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への迅速かつ的確な対応【再掲】	ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進します。 また、関係機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報・啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進します。	少年・女性安全対策課[警]
3	県警における犯罪被害者等に関する個人情報の保護	県警による犯罪被害者等の実名発表・匿名発表については、プライバシーの保護や発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに、適切な発表内容となるよう配慮します。	総務課[警]
4	暴力団等からの保護対策の推進【再掲】	暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進します。	組織犯罪対策課[警]
5	県警における犯罪被害者等のための施設等の改善	被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者支援用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努めます。	警務課[警]

No.	施策名	施策の概要	所管
6	県警における職員等に対する研修等の充実	採用時及び昇任時に行う教育や、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回教育及び被害者支援の体験記の配付等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育や研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進めます。	警務課[警]
7	DV 対策関係機関・団体の連携促進	研修会や連絡会議の開催などにより、関係機関の連携を図り、DV 被害者の保護・支援を適切に行います。	子ども福祉課
8	看護職員に対する研修の充実	看護職員に対する研修等を通じて、個々の事情に応じ、より患者に寄り添った看護への理解を深めます。	医務課

基本的な施策 個人情報 の適切な管理(第 27 条)

【現状と課題】

犯罪被害者等の個人情報が知られることで二次被害や更なる被害につながるおそれがあるため、個人情報を適切に管理する必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	県警における犯罪被害者等に関する個人情報の保護【再掲】	県警による犯罪被害者等の実名発表・匿名発表については、プライバシーの保護や発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに、適切な発表内容となるよう配慮します。	総務課[警]
2	民生委員・児童委員に対する研修の実施	民生委員・児童委員研修等を通して、民生委員・児童委員が知り得た個人の身上に関する守秘義務の遵守について、徹底を図ります。	福祉保健総務課

施策の柱3 理解を深め支援を広げる社会の形成

(1) 県民の理解の増進等

基本的な施策 県民の理解の増進等（第22条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、地域社会において配慮、尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができます。そのためにも、県民や事業者の理解、協力は不可欠です。しかしながら、犯罪被害は自分とは関係がないと思われることが多く、更に、SNS等による誹謗中傷などの二次被害も発生するなど、犯罪被害者等への理解は必ずしも十分に浸透しているとは言えないのが現状です。

県政モニターアンケート調査結果においても、およそ3割が、犯罪被害者等が二次被害にも苦しめられていることについて、「あまり理解してない」・「全く理解していない」と回答しています。犯罪被害者等の置かれている状況、必要としている支援、人々の配慮のない言動や無関心による二次被害防止の重要性について、更なる県民の理解の増進を図る必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	ホームページによる県民理解の増進	県の「犯罪被害者等支援」ホームページにおいて、犯罪被害者等支援に関する情報を発信し、県民の理解の増進を図ります。	県民生活安全課
2	民間支援団体と連携した普及啓発活動の実施	「犯罪被害者週間」(11月25日から12月1日まで)や「犯罪被害者支援の日」(10月3日)等において、民間支援団体と連携し、街頭キャンペーン等の普及啓発活動を行います。	県民生活安全課
3	県による民間支援団体についての広報の実施	様々な媒体を用いて、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性を広報するとともに、犯罪被害者等に対して直接支援を行う民間支援団体について広報します。	県民生活安全課
4	大学生ボランティアに対する研修及び広報・啓発活動の実施	大学生を対象に「犯罪被害者支援大学生ボランティア」を募集・登録します。登録したボランティアに対し、研修を実施し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援の重要性への理解を深め、犯罪被害者等に対する配慮及び協力への意識をかん養し、地域社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える気運の醸成を図ります。また、「犯罪被害者支援の日」(10月3日)等において実施する犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動等への参加を促進します。	警務課[警]

No.	施策名	施策の概要	所管
5	児童虐待防止推進月間における広報・啓発活動の実施	毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、期間中は、児童虐待防止啓発テレビCMの放映など、児童虐待防止のための広報・啓発活動などの取り組みを集中的に実施します。	子ども福祉課
6	青少年の非行・被害防止強調月間における広報・啓発活動の実施	青少年の非行・被害防止について県民の理解を深めるため、市町村、関係団体と連携した取り組みを実施します。 ・広報・啓発活動の実施(広報チラシの作成・配布) ・青少年を取り巻く社会環境実態調査(調査対象店舗の巡回調査)	生涯学習課 [教]
7	やまなしパープルリボンプロジェクトの実施	DV防止啓発講演会の開催や女性に対する暴力の撲滅を目指す意思表示としてパープルリボンの募集・展示、パープルライトアップ等を行い、DV防止のための啓発を行います。	男女共同参画・共生社会推進統括官
8	交通安全運動期間における各種広報・啓発活動の実施	各季の交通安全運動期間において、各種広報・啓発活動を行い、県民の交通安全意識の醸成に努めます。	交通政策課
9	交通安全運動期間における安全に関する指導の充実	交通安全運動期間の各校の取り組み強化のための計画を作成します。また、体育・保健体育科の時間等において、それぞれの特質に応じた指導を行い、学校教育活動全体を通じた安全に関する指導内容・方法の充実を図ります。	保健体育課 [教]
10	地域ぐるみの学校安全体制整備の推進	警察官OBや教員OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校巡回を通して警備上のポイント指導や、学校安全体制についての指導を行います。また、スクールガード(学校安全ボランティア)に対する警備上及び不審者対応についての具体的指導や通学路の点検等を行い、学校安全の充実を図ります。	保健体育課 [教]
11	交通死亡事故被害者遺族による講演会の開催	オールやまなし飲酒運転根絶対策事業において、飲酒運転根絶アドバイザーの派遣を行い、交通死亡事故被害者遺族による講演を取り入れ、飲酒運転の根絶に向けた県民の意識改革を図ります。	交通政策課
12	「薬物乱用防止教室」の開催	小学生、中学生及び高校生が、薬物の恐ろしさを正しく理解し、薬物に関する正しい知識を身につけられるよう、「サポート号」(薬物乱用防止広報車)を使って薬物乱用を許さない社会づくりに努めます。	少年・女性安全対策課 [警]

No.	施策名	施策の概要	所管
13	子どもたちが自分で自分の身を守る力を育む学校安全教育（防犯）の実施	子どもたちの危険を予測する能力を育成するため、小学生（低・中・高学年）向けの防犯教材を活用し、子どもたちが成長段階に応じて考えながら学ぶ学校安全教育（防犯）を実施します。	保健体育課 [教]
14	幼児・児童向け防犯教室の開催	犯罪から自らの身を守ることができるよう、幼稚園や児童館などに出向き、防犯教室や地域安全マップ作成教室を開催します。	県民生活安全課
15	人権教育指導研修の実施	広く県民に人権問題について理解と普及・啓発を進めるため、地域の社会教育指導者、教職員等を対象とした指導者養成の研修会を開催し、人権教育の学習機会を提供します。	生涯学習課 [教]
16	家庭における命の教育への支援	国が作成した、乳幼児や小中学生を持つ親に対しての子育てのヒント集「家庭教育手帳」について、県のホームページにおいて紹介します。	生涯学習課 [教]

基本的な施策 事業者の理解の増進等（第17条）

【現状と課題】

犯罪被害者等の多くは、警察での事情聴取、裁判への参加、治療のための入院・通院、行政での手続き等、多くの状況に対応しなければならず、休暇等の取得を余儀なくされます。また、犯罪被害者等の置かれている状況について、職場の理解が足りず、二次被害を受けて働き続けることが困難となることもあります。

雇用の維持と二次被害防止のため、事業者の理解の増進を図るなど、雇用の安定のための支援が必要です。（再掲）

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	被害回復のための休暇制度の事業者への周知【再掲】	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度について、県内の事業者に対して周知を図ります。	県民生活安全課
2	個別的労使紛争あっせん制度の周知【再掲】	労働者個人と使用者の間に起きたトラブルを解決する個別的労使紛争のあっせん制度について、周知を図ります。	労働委員会事務局
3	就業支援及び職業訓練の実施【再掲】	峡南高等技術専門学校及び就業支援センターにおいて、就業相談や職業訓練を行います。	労政人材育成課
4	求職者に対する支援【再掲】	「やまなし・しごと・プラザ」において、求職者に対するきめ細やかな就職支援の実施に努めます。	労政人材育成課

基本的な施策 学校における教育の実施等（第 23 条）

【現状と課題】

犯罪被害者等が児童生徒であるときは、被害によって以後の発達に大きな影響を与える可能性があります。また、犯罪被害者等への支援を社会全体で持続的に推進するには、子どもたちを犯罪被害者にも加害者にもしないことが重要であり、子どもの頃から継続的に犯罪被害者等の理解増進を図るための取組を進める必要があります。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ授業」の開催	県内の中高生を対象に、犯罪被害者の遺族による講演会を開催し、犯罪被害者等に対する配慮や、命の大切さへの理解を深めるよう努めます。	警務課[警]
2	高等学校の授業における理解増進	必履修科目である公共(犯罪被害者等)や家庭基礎・家庭総合(消費者被害)の授業を通じて、高校生が犯罪被害者等の理解を深められるよう努めます。	高校教育課[教]
3	活用型情報モラル教材「GIGA ワークブックやまなし」の提供	インターネットの特性やネット上でのトラブルへの対応、情報のリスクなどを児童生徒が学ぶことができる活用型情報モラル教材「GIGA ワークブックやまなし」を、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に提供します。	生涯学習課[教]／義務教育課[教]／高校教育課[教]／特別支援教育・児童生徒支援課[教]
4	「しなやかな心の育成推進事業」の実施	しなやかな心の育成事業で行われる諸事業を通して、小学生、中学生及び高校生が、自分や他人の多様な生き方や考え方、存在を認め合う柔軟な心(自他を敬愛する心)や困難や挫折に直面しても粘り強く最後まであきらめない心を育めるよう努めます。	教育企画室[教]

(2) 犯罪被害者等を支援する団体の支援・人材育成
基本的な施策 民間支援団体等に対する支援 (第 26 条)

【現状と課題】

本県では、民間支援団体「公益社団法人被害者支援センターやまなし」が、県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」として県公安委員会から指定を受け、被害者支援にあたっています。

民間支援団体では、専門の研修を受けた支援従事者による面接・電話相談、病院・警察・裁判所などへの付添い支援のほか、カウンセリングなど専門家による相談支援など、被害者それぞれの実情に即した柔軟できめ細かな支援が継続的に行われており、本県の被害者支援を推進する上で重要な役割を果たしています。一方で、こうした民間支援団体の活動に関する認知度は十分とは言えません。また、財政基盤が脆弱であることから、安定的に活動を行う上で、財政基盤確保のための取組の周知や人材の確保・育成が課題となっています。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	民間支援団体等への支援の充実	(公社)被害者支援センターやまなしへの財政的援助の充実に努めるとともに、民間支援団体等の活動に関する広報や、犯罪被害者等の援助に携わる民間支援員の研修等に協力します。	警務課[警]
2	民間支援団体の研修に対する支援	(公社)被害者支援センターやまなしが実施する、ボランティア養成講座をはじめとする各種研修会への講師の派遣等の支援に努めます。	警務課[警]

基本的な施策 人材の育成等 (第 24 条)

【現状と課題】

犯罪被害者等の被害の状況や置かれている立場はそれぞれ異なることから、必要とする支援は多岐にわたります。また、無理解や配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に二次被害を生じさせることがないように、犯罪被害者等支援に従事する県・市町村職員や民間支援団体の支援員は、犯罪被害者等のそれぞれの具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、十分な配慮のもとで、一人ひとりの事情に応じた適切な支援を行うことが重要です。

また、先述したとおり、民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保が課題となっています。

【具体的な施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
1	犯罪被害者等支援を担当する市町村職員に向けた研修会	市町村担当者に対する会議・研修会の開催や犯罪被害者等支援に関する各種情報等を提供し、市町村と緊密な連携を図るとともに市町村が行う取組を支援します。	県民生活安全課
2	県警における職員等に対する研修等の充実【再掲】	採用時及び昇任時に行う教育や、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回教育及び被害者支援の体験記の配付等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育や研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進めます。	警務課[警]
3	民間支援団体の研修に対する支援【再掲】	(公社)被害者支援センターやまなしが実施する、ボランティア養成講座をはじめとする各種研修会への講師の派遣等の支援に努めます。	警務課[警]
4	民間支援団体等への支援の充実【再掲】	(公社)被害者支援センターやまなしへの財政的援助の充実に努めるとともに、民間支援団体等の活動に関する広報や、犯罪被害者等の援助に携わる民間支援員の研修等に協力します。	警務課[警]
5	大学生ボランティアに対する研修及び広報・啓発活動の実施【再掲】	大学生を対象に「犯罪被害者支援大学生ボランティア」を募集・登録します。登録したボランティアに対し、研修を実施し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援の重要性への理解を深め、犯罪被害者等に対する配慮及び協力への意識をかん養し、地域社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える気運の醸成を図ります。また、「犯罪被害者支援の日」(10月3日)等において実施する犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動等への参加を促進します。	警務課[警]
6	児童虐待防止研修会の実施	研修会を開催し、児童虐待の現状、地域の取組み及び関係機関の連携について、講演や事例発表などを行い、支援に携わる者の資質の向上を図ります。	子ども福祉課

No.	施策名	施策の概要	所管
7	医療従事者、支援者に対する研修の充実	やまなし性暴力被害者サポートセンターが実施する研修により、性暴力被害者に対する医療従事者や支援者の理解を深め、資質を向上します。	男女共同参画・共生社会推進統括官
8	DV 対策関係機関・団体の連携促進【再掲】	関係機関の連携を図り、DV 被害者の保護・支援を適切に行うため、研修会や連絡会議等を開催します。	子ども福祉課
9	民生委員・児童委員に対する研修の実施【再掲】	高齢者や障害をもつ人のほか、困難な問題を抱える児童・家庭などが、地域社会の中で孤立することなく安心して暮らしていくための支援が行えるよう、民生委員・児童委員等に対する研修を実施します。	福祉保健総務課
10	市町村職員等を対象とした、高齢者虐待に係る相談への対応【再掲】	市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした、高齢者虐待に係る困難事例または成年後見制度の利用に関する電話相談またはオンライン相談を行います。	健康長寿推進課
11	高齢者虐待対応等権利擁護支援に関する専門職の相談・派遣支援【再掲】	市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした、高齢者虐待に係る困難事例または成年後見制度の利用に向けた個別ケース会議等に対する助言及び支援を行います。	健康長寿推進課
12	看護職員に対する研修の充実【再掲】	看護職員に対する研修等を通じて、個々の事情に応じ、より患者に寄り添った看護への理解を深めます。	医務課
13	教職員に対する研修の充実	教職員に対し、不登校問題について理解を深め、具体的な関わり方を学ぶ研修や、教育相談に対応する際の必要な専門知識や技能、態度等を習得するための研修を実施します。	特別支援教育・児童生徒支援課 [教]

参考資料

(1) 犯罪被害者等基本法

平成十六年法律第百六十一号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、そ

の受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画

的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所によ

る保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報
の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが
困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法
（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）
への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪
被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を
講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関す
る手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の
進捗ちよく状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を
拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事
件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者
等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪
被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるため
の訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備
等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者
等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要
性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく
適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害
者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復
させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、
整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要
な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四條 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五條 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六條 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七條 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 山梨県犯罪被害者等支援条例

令和四年十二月二十六日

山梨県条例第四十九号

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族である県民をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを利用して行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的又は身体的な苦痛、名誉の毀損、日常生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原

因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の緊密な連携及び協力の下で行うものとする。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(次条から第七条までにおいて「基本理念」という。)にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、第一項の規定により犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害が生ずることのないよう十分配慮し、これを防止するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たり、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、従業員又はその家族が犯罪等により被害を受けた場合には、当該従業員又はその家族がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その雇用の継続、労働時間、休暇等について十分配

慮するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、犯罪被害者等支援を行うに当たり、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(支援体制の整備)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と緊密に連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

2 県は、前項の支援体制を整備するに当たり、犯罪被害者等が国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するいずれの機関及び団体に支援を求めた場合においても、必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(協議会の設置)

第九条 県は、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者の連携の緊密化及び犯罪被害者等支援に関する施策の効果的かつ円滑な実施を図るため、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者により組織される協議会を置く。

2 前項の協議会においては、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互の連絡を図ることにより、犯罪被害者等支援に関する課題に係る情報の共有、犯罪被害者等支援に係る取組の状況の報告及び犯罪被害者等支援に関する施策についての協議を行うものとする。

(犯罪被害者等支援計画)

第十条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画(以下この条において「犯罪被害者等支援計画」という。)を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たり、あらかじめ、犯罪被害者等、市町村及び民間支援団体の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させる

ために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、犯罪被害者等支援計画に基づく施策その他犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(相談、情報の提供等)

第十一条 県は、次条、第十三条、第十五条、第十七条及び第十八条に定めるもののほか、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求に関する支援)

第十二条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十三条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な経済的支援を行うよう努めるとともに、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、及び安心して日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たり、犯罪被害者等が十八歳に満たない者その他の精神的に未成熟である者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止し、並びにその安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次被害を防止するため、県営住宅(山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)第二条第一号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善その他の犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第十八条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査等の過程における配慮等)

第十九条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、及び犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等支援に従事する者に対する犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発活動、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案等における支援)

第二十条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対して支援を行う緊急の必要があるときは、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と協力して、当該事案に対応するための態勢を整え、及び当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対して情報の提供、病院への付添い、心理に関する支援その他の必要な支援を当該事案の発生後直ちに実施するものとする。

(県内に住所を有しない者等に対する支援)

第二十一条 県は、県内で発生した犯罪等により被害を受けた者又はその家族

若しくは遺族が県内に住所又は居所を有しない場合には、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、当該犯罪等により被害を受けた者又はその家族若しくは遺族が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策は、当該犯罪等により被害を受けた者又はその家族若しくは遺族が住所又は居所を有する都道府県、当該都道府県に所在する民間支援団体その他の犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援に関係する者と連携して講ずるものとする。

(県民の理解の増進等)

第二十二条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況、その名誉又は生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会において孤立することのないよう、広報活動、啓発活動及び教育活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、年齢、発達段階、障害の程度、被害を受けた犯罪等の性質等の事情により自ら被害を受けた旨を申し出ることが困難な犯罪被害者等が必要な犯罪被害者等支援を受けることができるよう、啓発活動、被害について相談しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)

第二十三条 県は、小学校、中学校及び高等学校の設置者及び校長と連携し、児童及び生徒に対して犯罪被害者等の置かれている状況、その名誉又は生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について理解を深めるための教育、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第二十四条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等支援に従事する者を育成するための研修の実施、犯罪被害者等支援に関する活動への県民の参画を促進するための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第二十五条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を効果的に実施するため、犯罪被害者等支援に関する情報の収集、分析等の必要な調査研究を行うものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第二十六条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十七条 県は、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における犯罪被害者等に係る個人情報の保護の重要性を理解させ、及び犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第二十八条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山梨県安全・安心なまちづくり条例の一部改正)

2 山梨県安全・安心なまちづくり条例(平成十七年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とする。